

消防防災拠点施設新築工事（建築工事）の請負契約に係る
制限付き一般競争入札の参加者の資格等について

消防防災拠点施設新築工事（建築工事）における制限付き一般競争入札に参加者の資格等を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和4年4月21日

鯖江・丹生消防組合
管理者 佐々木 勝久

1 入札に付する工事

- (1) 工事名 消防防災拠点施設新築工事（建築工事）
- (2) 工事場所 鯖江市 西山町 地係
- (3) 工事概要 消防防災拠点施設新築工事に係る建築工事 1式
- (4) 設計金額 金201,281,300円（税込）

2 資格審査を申請できる者

資格審査を申請できる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

- (1) 共同企業体が、この工事を共同して請け負うことを目的として、次の①から②の条件を満たす者2社で結成されたものであること。
 - ① 共同企業体の構成員である建設業者のうち、代表者は次の条件をすべて満たすものであること。
 - ア 鯖江市内に本社を有する建築工事業の登録業者で、特定建設業の許可を有し、鯖江市格付けがA等級の者より1社。
 - ② 代表者以外の構成員1社は次の条件をすべて満たすものであること。
 - ア 鮎江市内に本社を有する建築工事業の登録業者で、市格付けがA等級もしくはB等級である者より1社。
- (2) 共同企業体の構成員である建設業者が、次の要件のすべてを満たす者であること。
 - ア 令和4年4月21日現在で、令和3・4年度鯖江市競争入札参加資格者名簿において建築工事業の登録を有すること。
 - イ 法第26条の監理技術者または主任技術者（国家資格を有する者に限る。）を工事現場に専任で配置しうる者であること。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 「鯖江・丹生消防組合工事等請負契約に係る指名停止等に関する措置要領」に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
- (3) 共同企業体の構成員の最小出資比率が30%以上であること。
- (4) 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。
- (5) 共同企業体の構成員である建設業者が、この工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

3 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 鯖江・丹生消防組合制限付き一般競争入札参加確認申請書
- イ 同種工事の施工実績調書
- ウ 施工計画書
- エ 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等
- オ 共同企業体の構成員の最新の経営事項審査結果通知書の写し（法第27条の27第1項の規定による通知書の文書をいう。）
- カ 配置予定の技術者の資格者証の写し

(2) 申請書等の配布

- ア 配布期間 令和4年4月21日（木）から令和4年5月11日（水）
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所 鯖江市西山町13-22 鯖江・丹生消防組合消防本部総務課
電話 0778-54-9110（直通）
(申請書様式は鯖江・丹生消防組合ホームページからダウンロードができます。)

(3) 申請書等の受付

- ア 受付期間 令和4年4月21日（木）から令和4年5月11日（水）
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 申請書等の配布場所と同じ
- ウ 申請書等の提出方法
申請書等は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- エ 提出部数 3部（特定建設工事共同企業体協定書および委任状も同じ）
うち2部は受付時に返却し、各構成員が1部ずつ保管すること。

(4) 申請書等の作成説明会

申請書等の作成説明会は実施しない。

4 資格審査および格付けの決定

申請書等を提出した者の資格の有無および格付けは、鯖江市建設工事共同企業体実施要領の第5条、第6条および第8条の規定を準用し、決定するものとする。

5 資格の有効期間

この資格審査による入札参加資格は、消防防災拠点施設新築工事（建築工事）に係る入札についてのみ有効とし、当該工事を落札した共同企業体については当該工事が完了し共同企業体の精算が完了した日、その他の共同企業体については当該工事に係る請負契約が締結された日に効力を失う。

6 その他

その他不明な点については、鯖江・丹生消防組合消防本部総務課に照会すること。

電話 0778-54-9110（直通）